

退職手当 関係

目 次

1	本県の特別職職員の退職手当制度	1
2	本県の一般職職員の退職手当制度	2
3	本県の退職手当の改正の経緯	4
4	他の都道府県の知事の退職手当	5
5	他の都道府県の副知事の退職手当	6
6	県内の市長・副市長の退職手当	7

1 特別職職員の退職手当制度

(1) 退職手当の算定方法

$$\text{退職手当額} = \text{給料月額} \times \text{支給率} \times \text{在職月数}$$

(2) 退職手当の支給額（任期满了の場合）

区分	退職手当額
知事	給料月額 1,301 千円 × 支給率 65/100 × 在職月数 48 月 = <u>40,591 千円</u>
副知事	給料月額 1,063 千円 × 支給率 40/100 × 在職月数 48 月 = <u>20,410 千円</u>
教育長	給料月額 824 千円 × 支給率 30/100 × 在職月数 36 月 = <u>8,899 千円</u>
人事委員会 常勤委員等	給料月額 745 千円 × 支給率 15/100 × 在職月数 48 月 = <u>5,364 千円</u>

○静岡県特別職職員の退職手当に関する条例

第二条 この条例の規定による退職手当は、特別職職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給は、当該特別職職員の任期ごとに行う。

第三条 特別職職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該任期に係る在職期間を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の65
- (2) 副知事 100分の40
- (3) 教育長 100分の30
- (4) 人事委員会の常勤の委員 100分の15
- (5) 常勤の監査委員 100分の15
- (6) がんセンター事業の管理者 100分の15

2 一般職職員の退職手当制度

(1) 退職手当の算定方法

退職手当額 =基本額（退職日の給料月額×支給率(※1)×調整率(※2)）+調整額(※3) ※1 退職事由(自己都合・定年等)、勤続年数に応じて決定 ※2 退職手当の公民較差に応じて決定 ※3 職務の複雑、困難及び責任の度に応じて決定
--

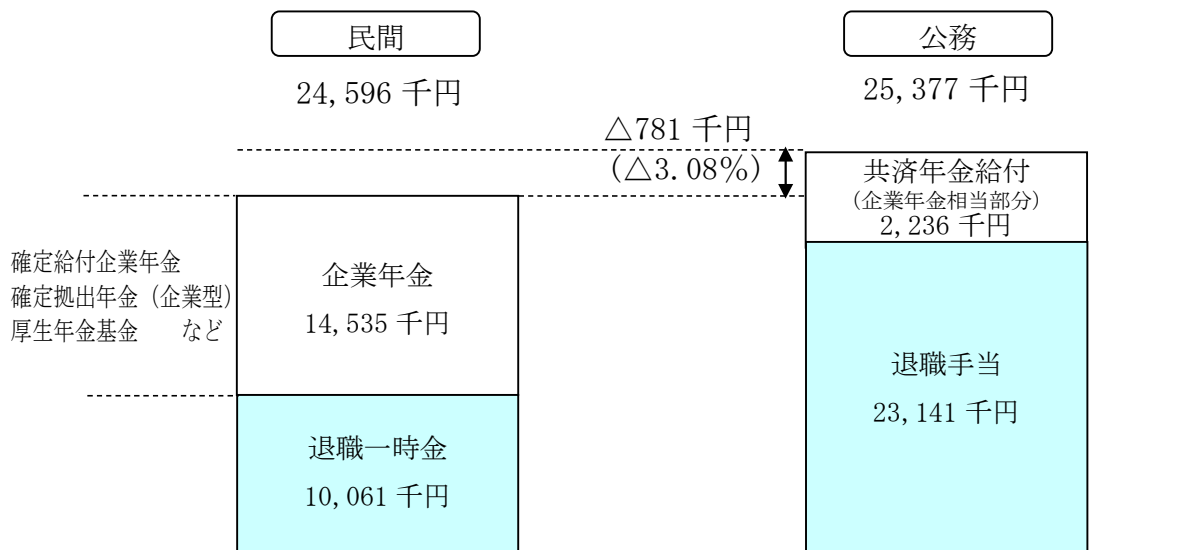
(2) 退職手当の支給水準の引下げ（H29.12議会）

退職給付の支給水準の官民較差(△781千円・△3.08%)の解消を理由とした国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じ、退職手当の調整率を引下げ

	改正前 (H26.7.1~H29.12.31)	改正後 (H30.1.1~)
調整率	<u>87/100</u>	<u>83.7/100</u>

<参考> 退職給付水準の官民格差（平成29年4月人事院公表）

退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較 民間 24,596千円、公務 25,377千円 <u>(781千円(3.08%)公務が上回る)</u> <同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>
--



(3) 計算例 (部長級の職員が定年退職した場合)

- ・ 定年退職、勤続 38 年、退職時の給料月額：行政職給料表 10 級 1 号給 531,560 円
- ・ 調整額区分は額の多い方から、第 1 号 12 月、第 2 号 12 月、第 3 号 36 月

○基本額 531,560 円×57.0×83.7/100 = 25,360,196 円

○調整額 70,400 円×12 月+65,000 円×12 月+59,550×36 月=3,768,600 円

退職手当額=基本額+調整額= 29,128,796 円

< 支給率 >

勤続年数	自己都合	定年
5 年	3.0	5.0
10 年	6.0	10.0
15 年	12.4	19.375
20 年	23.5	29.375
25 年	33.5	39.75
30 年	41.5	48.75
35 年	47.5	57.0※
40 年	53.5	57.0※

※勤続年数 35 年以上は、57.0

< 調整額 >

区分	調整月額	適用者 (行政職給料表)	職務の例
第 1 号	70,400 円	10 級	部長
第 2 号	65,000 円	9 級	部長代理
第 3 号	59,550 円	8 級	局長
第 4 号	54,150 円	7 級	課長
第 5 号	43,350 円	6 級	参事、課長代理、出先課長
第 6 号	32,500 円	5 級	班長
第 7 号	27,100 円	4 級	副班長、主査
第 8 号	21,700 円	3 級	主任、副主任
第 9 号	0 円	2 級、1 級	主事、技師

3 本県の退職手当の改正の経緯

国の改正	本県	
	一般職退職手当	特別職の退職手当
昭和 28 年 退職手当法制定	昭和 30 年 退職手当条例制定	昭和 26 年 静岡県政功労者に関する条例制定
昭和 46 年 官民比較 官が民を約 2 割下回る ↓ 昭和 48 年 引上げ改正 ※調整率 100/100→120/100	昭和 48 年 国に準じて引上げ	—
昭和 53 年 官民比較 官が民を約 1 割上回る ↓ 昭和 56 年 引下げ改正 ※調整率 120/100→110/100	昭和 57 年 国に準じて引下げ	昭和 56 年 国退職手当引下げを勘案し支給率を引下げ ※知事 90/100⇒80/100
昭和 58 年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
平成元年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
平成 8 年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
—	—	平成 9 年 特別職退職手当条例創設、他の都道府県の状況を勘案し支給率を引下げ ※知事 80/100⇒75/100
平成 13 年 官民比較 官が民を約 6 %上回る ↓ 平成 15 年 引下げ改正 ※調整率 110/100→104/100	平成 16 年 国に準じて引下げ	—
平成 18 年官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
—	—	平成 19 年 当時の社会情勢・他の都道府県の状況を踏まえ、一任期中の総支給額を適正化する観点から引下げ（平成 18 年報酬審） ※知事 75/100⇒65/100
平成 23 年官民比較 官が民を約 14%上回る ↓ 平成 25 年 引下げ改正 ※調整率 104/100→87/100	平成 25 年 国に準じて引下げ	— (一任期中の総支給額は、財政力等が類似する他の都道府県と比べても低いため、退職手当を据え置き（平成 25 年報酬審）)
平成 28 年官民比較 官が民を約 3 %上回る ↓ 平成 30 年 引下げ改正 ※調整率 87/100→83.7/100	平成 30 年 国に準じて引下げ	今回審議

4 他の都道府県の知事の退職手当

令和3年10月1日現在、単位：円

区分	支給額（制度上）				一任期 総支給額 （千円）	
	給料月額	支給率	退職手当 （1任期）	順位	総支給額 （千円）	順位
北海道	1,380,000	0.493	32,656,320	35	125,708	14
青森県	1,260,000	0.55	33,264,000	29	117,130	37
岩手県	1,230,000	0.65	38,376,000	11	121,316	22
宮城県	1,310,000	0.63	39,614,400	8	131,726	9
秋田県	1,210,000	0.70	40,656,000	3	121,192	23
山形県	1,240,000	0.53	31,545,600	36	114,442	41
福島県	1,320,000	0.536	33,960,960	26	122,585	21
茨城県	1,340,000	0.56	36,019,200	17	126,375	13
栃木県	1,290,000	0.60	37,152,000	16	124,136	18
群馬県	1,310,000	0.57	35,841,600	18	124,175	17
埼玉県	1,420,000	0.60	40,896,000	2	136,647	6
千葉県	1,390,000	0.60	40,032,000	6	144,588	3
東京都	1,456,000	0.50	34,944,000	23	152,757	1
神奈川県	1,450,000	0.60	41,760,000	1	149,712	2
新潟県	1,276,000	0.61	37,361,280	14	123,032	19
富山県	1,300,000	0.53	33,072,000	32	122,603	20
石川県	1,300,000	0.50	31,200,000	38	118,860	30
福井県	1,300,000	0.60	37,440,000	13	125,099	15
山梨県	1,250,000	0.502	30,120,000	42	114,408	42
長野県	1,292,000	0.53	32,868,480	34	119,612	27
岐阜県	1,340,000	0.58	37,305,600	15	129,283	11
静岡県	1,301,000	0.65	40,591,200	4	128,318	12
愛知県	1,379,000	0.57	37,729,440	12	138,216	5
三重県	1,280,000	0.56	34,406,400	25	120,718	24
滋賀県	1,250,000	0.59	35,400,000	21	119,688	26
京都府	1,292,000	0.62	38,449,920	10	133,330	8
大阪府	廃止（平成27年11月～）				101,780	47
兵庫県	1,340,000	0.63	40,521,600	5	138,950	4
奈良県	1,214,000	0.609	35,487,648	20	120,480	25
和歌山県	1,210,000	0.568	32,989,440	33	118,481	32
鳥取県	1,151,000	0.60	33,148,800	31	106,355	46
島根県	1,240,000	0.494	29,402,880	45	111,937	43
岡山県	1,290,000	0.57	35,294,400	22	124,774	16
広島県	1,389,000	0.534	35,602,848	19	135,931	7
山口県	1,290,000	0.50	30,960,000	40	117,945	35
徳島県	1,300,000	0.50	31,200,000	38	118,859	31
香川県	1,285,000	0.483	29,791,440	43	116,439	38
愛媛県	1,320,000	0.481	30,476,160	41	119,484	28
高知県	1,220,000	0.48	28,108,800	46	108,957	44
福岡県	1,350,000	0.519	33,631,200	28	129,338	10
佐賀県	1,260,000	0.55	33,264,000	29	115,693	40
長崎県	1,260,000	0.52	31,449,600	37	116,410	39
熊本県	1,240,000	0.58	34,521,600	24	118,135	34
大分県	1,240,000	0.57	33,926,400	27	117,538	36
宮崎県	1,240,000	0.65	38,688,000	9	118,147	33
鹿児島県	1,240,000	0.667	39,679,999	7	119,139	29
沖縄県	1,230,000	0.50	29,520,000	44	106,862	45
平均	1,292,935	0.56	35,007,113		123,134	

5 他の都道府県の副知事の退職手当

令和3年10月1日現在、単位：円

区分	支給額（制度上）				一任期 総支給額 （千円）	
	給料月額	支給率	退職手当 （1任期）	順位	総支給額 （千円）	順位
北海道	1,100,000	0.416	21,964,800	10	96,137	10
青森県	970,000	0.40	18,624,000	32	83,187	38
岩手県	950,000	0.45	20,520,000	17	84,580	33
宮城県	1,020,000	0.41	20,073,600	23	91,798	15
秋田県	930,000	0.45	20,088,000	22	81,988	40
山形県	954,000	0.365	16,714,080	44	80,490	44
福島県	1,030,000	0.454	22,445,760	7	91,602	16
茨城県	1,080,000	0.42	21,772,800	13	94,597	11
栃木県	1,010,000	0.45	21,816,000	12	89,920	19
群馬県	1,060,000	0.43	21,878,400	11	93,354	13
埼玉県	1,134,000	0.46	25,038,720	2	101,504	5
千葉県	1,110,000	0.45	23,976,000	3	107,460	3
東京都	1,189,000	0.40	22,828,800	6	119,055	1
神奈川県	1,160,000	0.45	25,056,000	1	111,408	2
新潟県	999,000	0.42	20,139,840	21	87,213	22
富山県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	89,851	20
石川県	1,020,000	0.36	17,625,600	39	86,406	23
福井県	1,020,000	0.45	22,032,000	9	90,811	17
山梨県	960,000	0.367	16,911,360	43	81,643	41
長野県	996,000	0.38	18,167,040	34	85,039	31
岐阜県	1,060,000	0.41	20,860,800	16	93,619	12
静岡県	1,063,000	0.40	20,409,600	19	92,088	14
愛知県	1,093,000	0.42	22,034,880	8	101,694	4
三重県	1,010,000	0.37	17,937,600	37	86,042	25
滋賀県	980,000	0.41	19,286,400	29	85,366	30
京都府	1,023,000	0.43	21,114,720	15	96,250	9
大阪府	1,050,000	0.20	10,080,000	47	80,388	45
兵庫県	1,050,000	0.47	23,688,000	4	100,828	6
奈良県	947,000	0.435	19,773,360	24	86,061	24
和歌山県	950,000	0.404	18,422,400	33	85,549	28
鳥取県	906,000	0.40	17,395,200	40	75,019	47
島根県	970,000	0.349	16,249,440	45	80,813	42
岡山県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	90,344	18
広島県	1,091,000	0.385	20,161,680	20	98,978	7
山口県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	88,363	21
徳島県	990,000	0.40	19,008,000	31	85,764	27
香川県	980,000	0.367	17,263,680	42	83,345	37
愛媛県	1,010,000	0.365	17,695,200	38	85,799	26
高知県	940,000	0.35	15,792,000	46	78,084	46
福岡県	1,080,000	0.394	20,424,960	18	96,971	8
佐賀県	990,000	0.38	18,057,600	35	82,823	39
長崎県	990,000	0.366	17,392,320	41	84,148	36
熊本県	970,000	0.41	19,089,600	30	84,497	34
大分県	990,000	0.38	18,057,600	35	84,814	32
宮崎県	980,000	0.46	21,638,400	14	84,437	35
鹿児島県	970,000	0.50	23,280,000	5	85,438	29
沖縄県	970,000	0.42	19,555,200	28	80,549	43
平均	1,017,128	0.41	19,810,499		89,492	

6 県内の市長・副市長の退職手当

令和3年4月1日現在（単位：千円）

区分		市長			副市長		
		給料月額	支給率	退職手当	給料月額	支給率	退職手当
1	富士市	990	60/100	28,512	800	35/100	13,440
2	静岡市	1,250	40/100	24,000	940	25/100	11,280
3	沼津市	1,005	45/100	21,708	800	35/100	13,440
4	藤枝市	900	50/100	21,600	720	30/100	10,368
5	焼津市	884	50/100	21,216	708	30/100	10,195
6	浜松市	1,277	—	定額 20,000	928	—	定額 10,000
7	磐田市	960	在職1年 あたり 500/100	19,200	780	在職1年 あたり 300/100	9,360
8	島田市	870	45/100	18,792	712	30/100	10,253
9	掛川市	911	42/100	18,366	734	25/100	8,808
10	伊東市	835	45/100	18,036	727	28/100	9,771

※ 市長の退職手当の上位10市

※ 任期4年満了の場合の金額

<参考>

区分	知事			副知事		
	給料月額	支給率	退職手当	給料月額	支給率	退職手当
静岡県	1,301	65/100	40,591	1,063	40/100	20,410